

(別添1)

(お知らせ) 戦没者遺骨のDNA鑑定の実施について

平成29年7月28日

厚生労働省社会・援護局事業課

厚生労働省では、戦没者遺骨のDNA鑑定につきまして、これまで遺留品等からご遺族が推定できる場合に、ご遺族からの申請に基づいて戦没者遺骨とのDNA鑑定を行い、判明した場合、ご遺骨を返還しております。

戦後70年以上を経てご遺族が高齢化されていること等を踏まえ、平成29年度においては、試行的な取組として、ご遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定の申請を募ることといたします。

具体的には、沖縄県の10地域(※)で収容された戦没者のご遺骨について、ご遺族だと思われる方からの申請を募り、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施いたします。(記録上の死没場所と実際の死没場所が異なる場合等もありますので、お迷いの方についても、まずはご申請下さい。)

※10地域の名称

真嘉比(那覇市)、幸地(西原町)、大里字高平(南城市)、経塚(浦添市)、前田(浦添市)、伊原(糸満市)、米須(糸満市)、喜屋武(糸満市)、真壁(糸満市)、具志頭須武座原(八重瀬町)

つきましては、DNA鑑定の実施を希望される場合は、別添2「申請手続について」をよくお読みいただいた上で、別添3「DNA鑑定申請書」に記載の上、現在、沖縄県にお住まいの方は沖縄県こども生活福祉部平和援護・男女参画課、沖縄県以外にお住まいの方は厚生労働省社会・援護局事業課にそれぞれに申請書を提出ください。

申請書をご提出いただいた後、改めて実施に係る文書をお送りします。

本DNA鑑定によって多くのご遺骨の身元が特定され、ご遺族に返還できるよう、厚生労働省としても最大限努めているところですが、長期間経過したご遺骨を対象としていることや、技術的な制約もあることから、必ずしもご期待に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、ご不明の点等ございましたら、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 事業課調査第1係  
代表番号 03-5253-1111(内線3482)  
直通番号 03-3595-2219  
(電話受付:月~金 9:30~18:00)

## 申請手続について

### 1. 申請書の提出について

DNA鑑定の実施を希望される場合は、別添3「DNA鑑定申請書」（裏面の記入上の注意をよく読んで、ご記入ください。）に記載の上、平成29年8月31日までに厚生労働省社会・援護局事業課まで、メール、FAXまたは郵送にて御連絡ください。  
（現在沖縄県に在住している方と他の都道府県に在住している方では宛先が異なっておりますのでご注意ください。）

なお、同日をもって一度取りまとめをいたしますが、同日以降も受け付けております  
ことを申し添えます。

#### 【 宛 先 】

※沖縄県にお住まいの方はこちら

(メール宛先) aa001309@pref.okinawa.lg.jp  
(FAX宛先) 098-866-2589  
(郵送 宛先) 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
沖縄県 子ども生活福祉部  
平和援護・男女参画課 援護班

※沖縄県以外の都道府県にお住まいの方はこちら

(メール宛先) dnakantei@mhlw.go.jp  
(FAX宛先) 03-3595-2229  
(郵送 宛先) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省 社会・援護局 事業課調査第一係

### 2. DNA鑑定実施の可否の通知について

厚生労働省または沖縄県において、申請書に基づいて当局保管の死亡者名簿等の記録資料との照合調査を行い、DNA鑑定の実施が可能か否かについて検討し、その結果を文書によりお知らせします。

#### ○ DNA情報等のプライバシーの保護

- ・ 本DNA鑑定では、DNA情報のうち、血縁関係を立証するために必要な領域のみが分析され、遺伝病等がわかる領域は一切分析されません。
- ・ ご遺族のDNA情報は、個人情報として厳格に保護され、DNA情報及び検体は、厚生労働省と鑑定機関において、適正な手続と管理者の下で管理されます。
- ・ ご遺族のDNA情報及び残余検体は、DNA鑑定により身元が特定された場合は廃棄されます。

○ DNA鑑定に係る費用負担

DNA鑑定料は全額国庫負担となります。

○ 鑑定手続

① 同意書の提出及び検体の提供について

DNA鑑定の実施が可能と判断されたご遺族には同意書の提出及び検体を提供していただくことになります。

申請書に記入された検体提供者の方に、同意書及び検体採取キットを送付いたしますので、同意書の記入、検体の採取を行い、厚生労働省社会・援護局事業課宛に郵送してください。

② 検体の採取について

検体提供者ご自身が、検体採取用の綿棒を使って、ご自分の頬の粘膜（口の内側の粘膜）を採取していただきます。

○ その他留意事項

本DNA鑑定に当たっては、以下の点につきましてご了承ください。

- ・ 本DNA鑑定については、ご遺族の鑑定希望の状況、各遺骨収容場所における鑑定の科学的有効性等を総合的に勘案し、鑑定の適否を判断するものであるため、申請書を提出していただいても、DNA鑑定の実施の可否決定には一定の時間を要する場合又は鑑定を実施できない場合があります。
- ・ DNA鑑定が実施可能と判断され、同意書及び検体を提出していただいた場合でも対象となるご遺骨及びご遺族が多数であること等の事情により、DNA鑑定の実施又は結果の判明には一定の時間を要します。
- ・ 本DNA鑑定は、長期間経過した戦没者遺骨からDNAを抽出するため、DNAが壊れていて鑑定に十分なDNA型分析ができない場合等があることや集団の遺骨及び遺族を対象とする場合のDNA鑑定の技術的な制約等により、ご遺族から同意書及び検体を提供していただいても、DNA鑑定を実施できない又は親族関係を確認できない場合があります。

## DNA鑑定申請書

番号※				
申請者	フリガナ			戦没者との続柄
	氏名			
	住所	(〒 - ) (電話 - - )		
検体提供者1	フリガナ			戦没者との続柄
	氏名			性別
	住所	(〒 - ) (電話 - - )		
検体提供者2	フリガナ			戦没者との続柄
	氏名			性別
	住所	(〒 - ) (電話 - - )		
遺骨受領予定者	フリガナ			戦没者との続柄
	氏名			性別
	住所	(〒 - ) (電話 - - )		
戦没者	フリガナ			生年月日
	氏名			(死亡時 歳)
	除籍時の本籍			
	死没場所など			

私は、戦没者遺骨の返還を目的としてDNA鑑定の実施を申請します。

平成 年 月 日

(申請者名)

厚生労働省社会・援護局事業課長 殿

(記入上の注意)

- 1 必要事項を楷書で記入してください。(※印欄は当方で使用しますので、記入しないでください。)
- 2 「申請者」の欄は、申請する戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹又は甥、姪等が記入してください。  
御遺族が複数おられる場合、遺族間の総意をできるだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してください。
- 3 「遺骨受領予定者」の欄は、DNA鑑定の結果、御遺骨の身元が確認された際、受領を予定されている方を記入して下さい。
- 4 「戦没者」の欄のうち、氏名以外についてご不明な部分がある場合は、お分かりになる範囲で事項に記入してください。  
「死没場所など」の欄については、死没場所のほか、死没時の身分(兵隊、軍属、防衛隊、一般住民)、死没状況(弾丸に被弾、船舶遭難等)、戦没時期を可能な範囲で記載下さい。
- 5 「検体提供者」の欄も申請者が記入してください。

検体提供者については、より正確な鑑定を行うため、別紙の親族関係図を参照のうえ、戦没者と血縁関係が近い方(戦没者の子及び続柄に●・○印のある方がより有効です。)を2名記入してください。

なお、他に検体提供者となる方がいないような場合は、1名でも構いません。

また、続柄番号10～12の孫のみ及び6姪のみの場合、複数の検体を提供いただいても鑑定が不能な場合がありますので御了知願います。

★ご不明な点は、厚生労働省社会・援護局事業課調査第一係

(代表電話 03-5253-1111 内線3482)

(直通電話 03-3595-2219)

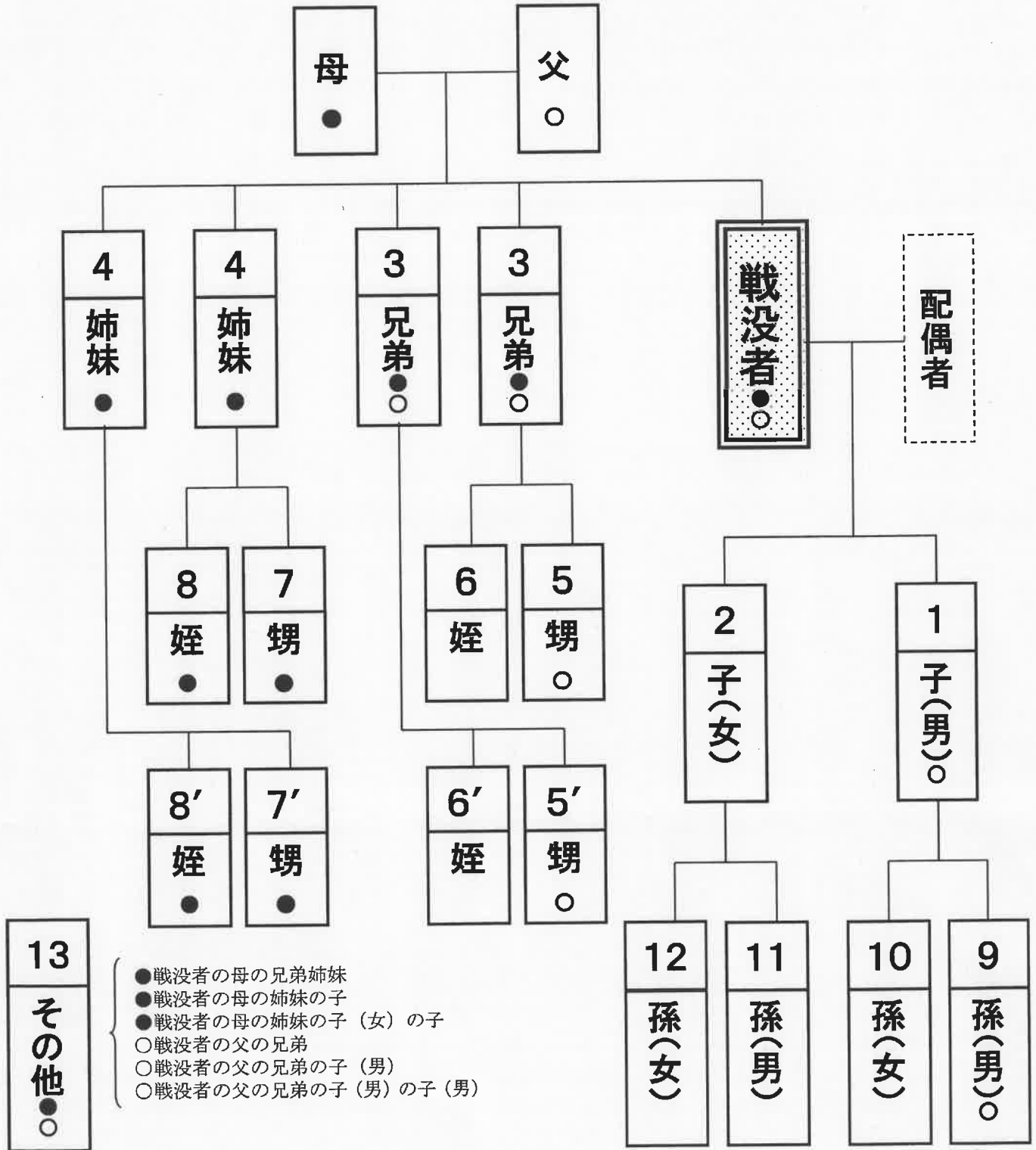
にあらかじめ御相談ください。

- 6 申請者、遺骨受領予定者、検体提供者は同じ方で差し支えありません。  
ただし、申請者と異なる方が検体提供者や遺骨受領予定者になる場合、申請者は、それぞれの方の了解を得た上で、申請書を提出してください。

# 親族関係図

下の図から、検体を提供できる方の続柄が該当するものを選んで、その番号を申請書の「続柄番号」の欄に記入してください。

- 印は、戦没者とミトコンドリアDNA（母親から子供へ遺伝する特徴がある）が共通する方
- 印は、戦没者とY染色体（父親から男の子へ遺伝する特徴がある）が共通する方 となります。



注: 検体を提供される方が戦没者の甥・姪で、複数提供される場合、その甥・姪の親がそれぞれ異なる場合は、片方の番号を5' ~ 8' としてください。

なお、記入方法についてご不明な場合は、厚生労働省社会・援護局事業課調査第一係  
 (代表電話：03-5253-1111 内線3482 直通電話：03-3595-2219) までお問い合わせ下さい。